

物質工学科のコースの定員、選択及び決定方法等に関する規則

制定 令和8年2月10日

(趣旨)

第1条 この規則は、宇部工業高等専門学校学則第7条第5項の規定に基づき、物質工学科のコースの定員、選択及び決定方法について定める。

(コースの定員)

第2条 コースの定員は次の表に掲げるとおりとする。ただし、定員を超えて配属を認めることがある。

コース名	定員
化学・生物コース	35名
データサイエンスコース	5名

(コースの配属の時期)

第3条 コース配属時期は、第4学年の前学期からとする。

(コースの選択)

第4条 物質工学科の学生は、3年次の所定の期日までに第2条のコースから希望するコースを選択し、所定の方法により申請しなければならない。ただし、4年次編入学生は、入学確約書提出の際に希望コースを選択するものとする。

2 所定の期日までに申請がない場合は、学科会議の議を経て、いずれかのコースに配属させる。

(コースの決定方法)

第5条 学科会議の議を経て、コースを決定するものとする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。